

昭和 60 年 4 月 23 日付け諮問第 10 号「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「ICAO の無線通信に関する勧告等により、国内の技術基準を整備する上での問題点及び対策」に対する答申（平成 23 年 2 月 15 日）

国際民間航空条約第 10 附属書（ANNEX10）第 85 改訂の規定に基づき、国内の技術基準を整備する上での問題点及び対策について、以下のとおりとすることが適当である。

- 1 ANNEX10 第 85 改訂のうち、国内の技術基準に反映すべき事項
 - (1) ANNEX10 第 IV 卷（監視レーダー及び衝突防止システム）第 2 章（総則）2.1 項（二次監視レーダー（SSR））中の「2.1.5.1.7 SI 能力」の部分。
 - ・ SI コードを処理できる能力を持つトランスポンダに、2.1.5.1.1 に示す能力等を追加する。
 - (2) ANNEX10 第 IV 卷第 3 章（監視システム）中「3.1.1.7.9 応答率」の部分。
 - (3) ANNEX10 第 IV 卷第 3 章中「3.1.2.8.2 ショート空対空監視、ダウンリンクフォーマット 0」及び「3.1.2.8.3 ロング空対空監視、ダウンリンクフォーマット 16」の部分。
 - ・ ANNEX10 第 85 改訂を満足する機器にあっては、SSR の質問信号に「ダウンリンクフォーマット 0」及び「ダウンリンクフォーマット 16」を追加する。
 - (4) ANNEX10 第 IV 卷第 3 章中「3.1.2.8.9.2 (DF=19 スキッタの使用条件について)」、「3.1.2.8.9.3 (低電力かつ高頻度での DF=19 質問について)」及び「3.1.2.8.9.4 (航行中の UF=19 質問について)」の部分。
 - ・ ANNEX10 第 85 改訂を満足する機器にあっては、SSR の質問信号及び応答信号に「ダウンリンクフォーマット 19」及び「アップリンクフォーマット 19」を各々追加する。
 - (5) ANNEX10 第 IV 卷第 4 章（航空機衝突防止システム）中「4.2.3.3.3 モード A/C ACAS I の干渉限界」の部分。
 - ・ 質問信号の送信回数及び送信電力の制御について記載された表の誤記を訂正する。
 - (6) ANNEX10 第 IV 卷第 4 章 4.3 項（ACAS II 及び ACAS III に関する設備の総論）「4.3.2.2 干渉制御」中「4.3.2.2.2 ACAS 干渉制御不等式」の部分。
 - ・ ACAS の質問信号の送信回数及び送信電力に関する干渉制御不等式について記載された表の誤記を訂正する。

- (7) ANNEX10 第IV巻第6章（マルチラレーション）中「6.1 定義」の部分。
- ・ ANNEX10 第85改訂を満足する機器に関して、マルチラレーション及び到達時刻差（TDOA）の定義を記載する。

2 ANNEX10 第85改訂のうち、今後も検討を継続すべき事項

- (1) ANNEX10 第IV巻第3章3.1項（二次監視レーダー）「3.1.2.4.2 抑圧」「3.1.2.4.2.2 抑圧パルス対」中「3.1.2.5.2.2.1 CA能力」の部分。
- ・ 「On the ground」について記載されている部分について検討を継続する。
- (2) ANNEX10 第IV巻第3章3.1項「3.1.2.6.1.4.1 SDサブフィールド」の部分。
- ・ 「On the ground」について記載されている部分について検討を継続する。
- (3) ANNEX10 第IV巻第3章3.1項「3.1.2.6.10.3.1」の部分。
- ・ 「On the ground」について記載されている部分について検討を継続する。
- (4) ANNEX10 第IV巻第3章3.1項「3.1.2.8.6.7 飛行状態／地上状態の決定」の部分。
- ・ 「On the ground」について記載されている部分について検討を継続する。
- (5) ANNEX10 第IV巻第3章3.1項「3.1.2.8.7.3.3.5 航行／地表位置の決定」の部分。
- ・ 「On the ground」について記載されている部分について検討を継続する。
- (6) ANNEX10 第IV巻第3章3.1項「3.1.2.10.1.1.5.2（2011年1月以降に承認された装置の、低電力モードS質問により発生するモードA/Cの誤応答率について）」の部分。
- ・ 「On the ground」について記載されている部分について検討を継続する。
- (7) ANNEX10 第IV巻第4章（航空機衝突防止システム）中「4.5 拡張スキッタを使用するACAS」の部分。
- (8) ANNEX10 第IV巻第4章中「4.5.1.6」の部分。
- (9) ANNEX10 第IV巻第7章（機上航行監視アプリケーションのための技術的要求事項）の部分。